

あなたの住民票や戸籍の

不正請求・不正取得を防止するために

本人通知制度

に登録しましょう



目的

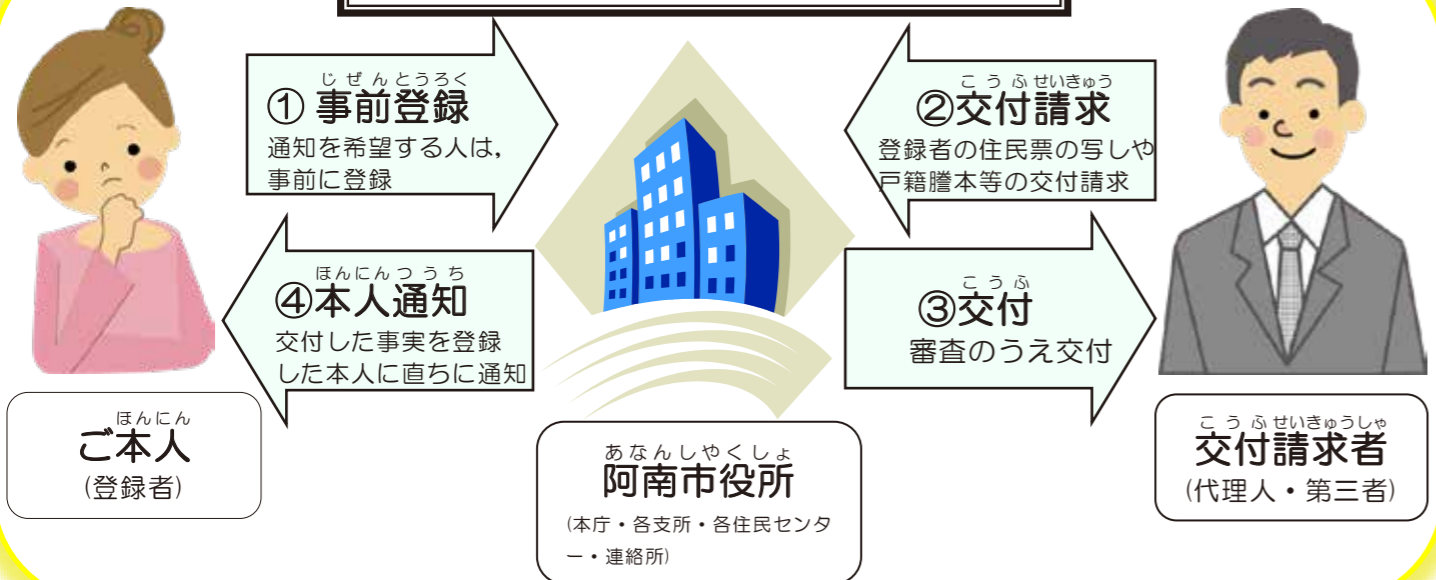
本人の知らないところで、住民票の写しや戸籍謄本が不正請求・不正取得され、身元調査につながる人権侵害が発生しています。このような人権侵害を未然に防ぐ抑止力として、本人通知制度に事前登録して、自分のプライバシーは自分で守りましょう。

事前登録した人に通知が届きます。

本人以外の第三者が住民票の写しや戸籍謄本などの交付を受けたとき、交付した事実について、本人へ郵送等により通知が届きます。通知の内容は、交付された証明書の種別(住民票の写しや戸籍謄本など)、交付枚数、交付請求者の種別(※交付請求者氏名は記載されません。)が記載されています。

※第三者とは…住民票であれば「同一世帯」以外の者、戸籍等であれば「同じ戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者、八業士(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士)をいいます。

制度の流れ (①→②→③→④)



様式第1号 (第4条関係)

阿南市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

阿南市長 宛て

〒

申込者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

裏面の内容に同意の上、阿南市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

事前登録者氏名	フリガナ	生年月日 性 別	年 月 日生 □ 男 □ 女
現在の住所 (住民登録地)	〒		
連絡先	□ 自宅 □ 携帯 □ その他 ( )		
住 所	阿南市	世帯主	
本 籍	阿南市	筆頭者	

注1 申請の際に次の書類を提示し、又は提出してください。  
 (1) 申込者の本人確認書類 (個人番号カード、旅券、運転免許証等)  
 (2) 窓口に来た方が法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)  
 (3) 窓口に来た方がその他の代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類 (委任状)  
 注2 登録者名簿への登録日は、申込受付日の翌日となります。

市記入欄

受 付	登録番号	本人確認書類	□ 個人番号カード □ 旅券 □ 運転免許証 □ その他 ( )			
	処理日	権限確認書類	□ 戸籍謄抄本 □ 登記事項証明書 □ 委任状 □ その他 ( )			
	登録日	処 理	審 査	備 考		
		年	月	日		

ㄨ (切り取ってください)

(裏面)

## 本人通知制度について

1 本人通知制度とは、住民票の写し等(※1)を第三者等(※2)に交付した場合、交付した事実について本人に通知する制度です。

なお、この制度が利用できるのは、事前登録者に限り、通知の対象は事前登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります(同一の住民票等に記載のある者であっても、事前登録をしていなければ対象となりません。)

(※1) 住民票の写し等とは、住民票の写し(除住民票の写しを含む。)、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)及び戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本及び改製原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。

(※2) 第三者等とは、住民票の写し及び住民票記載事項証明書においては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者及び直系親族」以外の者であり、個人、法人又は八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士)をいいます。

2 事前登録の申込みの受付は、阿南市役所市民部市民生活課、各支所、住民センター及び連絡所で行います。

※登録日以降の交付請求が通知の対象となります。

3 代理人による事前登録の申込みは、次のいずれかの場合に限り可能です。

(1) 法定代理人による申込みの場合

(2) 申込者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申し込むことが困難な場合

なお、代理人として申し込む際に、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍謄抄本、登記事項証明書等)が必要となります。

4 郵送による事前登録の申込みは、次のいずれかの場合に限り可能です。

(1) 申込者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し込むことが困難な場合

(2) 申込者が他の市区町村に居住している場合

5 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときはその旨の届出をしてください。変更の届出がない場合は、事前登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。

なお、事前登録者の死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、事前登録を廃止します。

6 転出先の市区町村でも本人通知制度を希望する場合は、転出先で新たに登録手続を行ってください。

なお、転出先の市区町村が、本人通知制度を実施しているとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

7 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付通数及び④第三者の種別の4事項です。詳細を希望する場合は、個人情報開示請求をすることができます。

なお、住民票等の第三者からの請求については、阿南市個人情報保護条例において、第三者の個人情報となるため、請求者名等の開示はできませんので、あらかじめご了承ください。

8 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止を目的とする制度です。これ以外の目的でこの制度を利用しないことに同意の上、事前登録の申込みをしてください。

## ○事前登録ができる人

阿南市に住民登録・本籍がある方(過去にあった方も含みます。)

## ○事前登録の手続きに必要なもの

本人確認ができるもの(個人番号カード、運転免許証等、顔写真付き公的証明書以外は健康保険証と預金通帳など2点必要です。)

## ○事前登録の仕方

市役所の市民生活課、各支所、各住民センター及び連絡所の窓口で申し出てください。

## ○第三者から事前登録者の住民票の写し等の請求があった

場合に、事前登録者に交付の可否を確認したり、交付が

できないようにする制度ではありません。



## とあさき 問い合わせ先

制度については…	阿南市役所市民生活課	(☎0884-22-1116)
人権については…	阿南市役所人権・男女参画課	(☎0884-22-3094)
	阿南市人権教育協議会事務局	(☎0884-22-3392)